

令和 4 年度「福祉援護センターのあり方に関する懇話会」（第 3 回）議事録

日 時	令和 5 年 2 月 13 日（月）15 時～16 時 30 分
会 場	総合福祉会館 5 階 第 1 研修室
出席委員	岸川委員（座長）、佐久間委員、永田委員、海原委員、高谷委員、小谷委員、佐藤委員、青木委員、（計 8 名）
傍聴者の有無	有（1 名）

議事内容
1 開会 （1）事務局から配付資料について説明。 2 議事 （1）座長から本日の次第について説明。 （2）各議題の各委員からの主な意見及び質疑等については以下のとおり。 【議題（1）福祉援護センターの現状について】 ・本日は主に福祉援護センターの現状について、情報交換、意見交換ができればと考えている。各委員に福祉援護センターを見学していただいたが、見学したことも踏まえ意見等をうかがえればと思う。 ・まず資料 1 について、施設協議会の会員からこの調査をした目的というのは何かという質問があった。 →（事務局）市内の就労継続支援 B 型や生活介護事業について、前回までにこのあり方懇話会で様々な議論をいただいたことを受け、市内の事業所の充足率等を把握することを目的として調査し、資料としてとりまとめた。 ・今回の調査では定着率や利用率までは分らなかったのか。 →（事務局）時間的な都合でそこまで調査することができなかった。 ・定着率や利用率が肝心なところであり、契約をしても利用されていなければ何か課題があるのではないかということになる。施設協議会の会員からは、今後、何かの調査を行うようであれば、そのようなことも考慮してもらいたいという意見があった。 ・資料 1 には、定員と契約者数が記載されており、実際の契約者がどのように利用しているのかは分からないということであったが、やはり利用率が重要である。毎年、事業所は指導監査課に体制届を出すため、調査を行うよりも内部の資料を使えばよいのではないかと提議する。生活介護が不足しているとよく言われているが、資料の数字だけを見ると、決して足りていないわけではないと思う。養護学校に

そのような情報が伝わっていないのか、そこが課題だと感じる。西地区や逸見地区では定員よりも契約者が下回っており、養護学校側が足りないと言っているところと実情との差があるのではないか。

- ・在学中はスクールバスがあつたり、移動支援が使えるが、学校の時間と事業所の時間が重なることから、卒業後はほとんどの人が断られてしまう状況がある。自宅の近くに事業所があってもまず利用できないという状況がある。卒業したからといって一人で通えるわけではないというのが現状で、卒業と同時に家族が送り迎えをこの先何年も行うということは相当な負担を強いられる。移動支援の事業所と何度も調整されてはいるが厳しい状況があり、進路面談でもそうした話をしている。当初は家族が送り迎えをするという形であっても、「今はいいが、歳をとってからもずっとはできない。」という話も聞いている。
- ・移動支援が使えないというのは、移動支援の事業者がいないということなのか。
- ・15 時頃に送迎を利用する時間帯が重なる状況があり、まずは学生が優先されるため、結果的に利用できる事業所がない。今年も田浦から福祉援護センターを利用しようとしている方がいて、支援の受け入れは決まったが、移動支援が決まらず、距離もあるためますます使えないという状況があつた。10 時頃に家に迎えに行つて福祉援護センターまで送迎し、13 時頃には福祉援護センターに迎えに行くといったような、移動支援が利用できる時間帯に合わせるとなると、在宅時間が長くなるため、家族が家事をしながら見るという状況が生じる。当校は重度の生徒が多いが、多少の時間でも待っていてもらえるような障害程度ではないため目を離すことができない。相談の方も入れて調整はしているがなかなか難しい状況である。事業所はあるが、居住地や利用時間の関係で受けてくれる事業所がない。また、移動支援はやればやるほど赤字だという実情を聞いており、今はガソリン代も上がっていて、事業所の持ち出しで移動支援を行っている状況がある。学校との調整も大変な中で事業所の方たちは「福祉だからやらざるを得ない。」と言って引き受けてくれている状況もあるため、補助なり何らかの制度が必要だと感じている。18 歳になっても、生徒は大きく成長するというわけでもない中で移動支援が受けられず、去年の卒業生も同じ状況であつた。
- ・今、横須賀市では通学の部分については、移動支援を認めない方向性が出てきているというところで、以前から移動支援を受けている方は利用できているという状況だと思う。本来であれば学校を卒業した後、通所の部分のところについては、できるだけ利用している事業所で送迎加算をもらって行ってもらえないかということ言われているわけだが、それはなかなか厳しい。利用する範囲がすごく広いという部分が難しく、自分の事業所の送迎を使う人と、移動支援を使う人と、自力通所の人もいるが、家族の送迎となると、私たちの事業所でも 40 年も運営している中では、利用者の家族は 70 代、80 代と、そういう方たちが圧倒的に多くなっている中で、「送迎してください。」ということと言えない状況がある。ある時、重症心身障害の家族

から、「重症心身障害の子供を持った途端に、親はケアする者として位置付けられてしまい、自分が無くなるということに対して、それは何か違うのではないか。」という話をされていたことを聞いて、私も本当にそうだと思った。本来であれば社会がきちっと支援をしなければいけないが、そういう仕組みにはなっていない。今、委員が言われたように、親がいつまでもできないし、いつまでも負担を負うべきものではないと思う。今回はかがみ田のあり方の部分ではあるが、その送迎の仕組みをきちんと確立しないと、基本的には解決しないままになってしまうと思う。

- ・私が以前、武山養護学校にいた際には、放課後デイサービスなどもなく、スクールバスが基本で、スクールバスのバスポイントに事業所が来てくれるということが普通であったが、今はそうではない。今、委員が言われたように、在学学生はスクールバスを基本にしてもらえると大変ありがたい。一度、利用できる権利を持った人は、スクールバスがあっても、移動支援を利用した方がドアツードアで通えるので、それが当たり前になってしまっている。その影で本当に必要な人が、学校を卒業してしまうと同時に利用できないということが現実としてある。その結果、自宅から近くではないと地域に出られないというところがある。今年の卒業生も、やはり自宅近くというところが第一で選んでいるという状況で、それでも家族が送迎を担っているというのが、去年も今年もとといった感じである。そうした状況で家族の皆さんは口々に、「今はいいけど。」と言っていて、将来的にも状況が変わることはないということを考えると、どうにかならないかと感じる。親にとっては朝晩、空いている時間が幾らもない状況で、常に毎日朝晩、送迎をするとすると、それぞれ親は親の生活があるのが当たり前だと思うので、障害児の親だからといってそれを負担させられるのはやはり違うというふうに強く思う。
- ・市内の移動支援について、生活介護支援事業所の利用者数だけのニーズを満たしていれば解決できるということではないと思う。福祉援護センターとしては、生活介護の定員が40名、就労継続支援B型は20名だが、ニーズを満たすためには、立地条件や利用者の居住地域との関連性や移動支援サービスの必要性といったところの問題があるということが確認されたと思う。
- ・資料2を見ると、一番多いのが31.5%の生活介護事業所になっていて、その次が一般就労の27.2%、その次が就労継続B型支援事業の19.7%となっている。生活介護事業と就労継続支援B型について、先日、福祉援護センターに見学に行かれたところも踏まえて、各委員から意見等をうかがいたい。
- ・もう一人の委員と共に1月24日に福祉援護センターを見学し、見学終了後には職員と意見交換を行った。私は久しぶりに福祉援護センターに行ったが、施設が大きく、体育館もあって広い。畑のような場所もあり、設備的には言うことがない。一般の民間の非法人の施設に比べれば、設備的には充実しているし、職員もそう言っていた。その他、職員から幾つか出た意見としては、まず生活介護については、セーフティネ

ットになっているということであった。前々回の懇話会の際には、養護学校の重度な人を福祉援護センターでは積極的に受け入れてくれているといったことを他の委員が言っていたと思われるが、福祉援護センターの職員からもセーフティネットになっているという話があり、そういう意識のもとで職員も働いているのだなということを感じた。また、職員が不足しているというようなことや休憩時間と事務仕事の調整が難しいということで、休憩時間を利用して事務仕事をしなければならない場合があるということであった。特に連絡帳については、毎日利用者全員に書かなければならず、本来は勤務中に行わなければならないが、なかなかそういうわけにいかないというようなことであった。その他、先ほど他の委員が言っていたように、立地が良くないということ。これが現場の職員の感想であった。今のままあの場所に利用者が通うということは、こうした課題があると思う。私もその日はバスで行ったが、1時間に1本か2本しかなく、大変である。先ほど移動支援の問題が出たが、福祉援護センターに限らず、今の横須賀のそれこそ最重要課題であろうし、端的にこういう課題が出ている中で、行政としての公的な責任で対応していくしかないと思う。従って、今後の仕様書等を検討しても今の立地条件の中では、事業団以外の社会福祉法人が手を上げることはなかなか難しいかもしれない。場所を変えるわけにいかないのだろうから、あの場所から駅まで、どういう移動支援を福祉援護センター自身ができるのかということも考えなければならないのではないかと職員の意見を聞いて感じた。

- ・私も久しぶりに福祉援護センターに行ったが、確かに体育館などの伸び伸びとした場所という部分では、私たちの事業所では絶対にあり得ないと思った。休憩時間の確保や事務時間の問題については、どこの事業所でもあると思う。また、立地が良くないということは私も感じる。オーシャンビューで、中から外の景色を見る限りにおいてはすごくいいと思うが、あの場所に通うということを考えると、なかなか大変だと思う。特に生活介護に重きを置くと、送迎の確保ができていない中で、あの場所に通い続けるということは、正直なかなか難しいと思う。あの場所のままであるのならば、送迎の確保も含めてどう工夫していくのかということがない限り、難しいと感じている。また、生活介護事業の職員の方たちは、職員がすごく不足しているという話であったが、重度の利用者を受け入れているから足りないというふうに思いながらも、他の事業所でも、それなりに重度の利用者を受け入れながら人が足りない中であっても仕事をしなければならないという状況がある。確かに受けとめる側の職員として見ると、ものすごく負担感はあるだろうなというところ良く分かるが、これだけの潤沢な職員がいるということを、自分の事業所に置き換えて見たときには、もやもやとして感じた。
- ・私の見学した感想は、すごくお金がかかっているという印象があった。1階のトイレなども広いし、2階のそれぞれの設備も広いといったところでは、ハード面では先ほ

ど他の委員が言われたように立派な建物だと思った。体育館には広いホールがあるが、本当に必要なのかと正直思った。例えば、知的障害のある方は理解力の難しさがある。学校には必ず体育館があり、体育の授業やカリキュラムがあることを考えると、卒業後のメリハリがないではないかと思った。福祉援護センターに行っても学校的な雰囲気が残っていて中途半端なのではないかと思った。物理的環境として限られたスペースの中で働きましようということもあってもいいのではないかと思った。支援内容まで口を挟むことをしてはいけないのかもしれないが、重度の知的障害があるからと言って、1日運動するということは、正直、私はどうかと思うところがあった。1人の大人として社会参加するということは、お金にはならなかったとしても、社会的な役割を持って何かを色々な人と一緒にするということであって、それが地域共生社会の実現なのではと感じる。ホールの使い方としては、近隣の施設にたまにレクリエーションで来てもらって使えるだとか、オープンでパブリックな場所としての機能が持てると良いと思いながら見学した。今、第1かがみ田苑が就労継続支援B型で定員20名のところ14名が利用しているということと、第2かがみ田が定員40名というところで、物理的な環境としては、生活介護の方がスペースを要していると感じた。第1かがみ田苑では利用者が作業している様子は見学できなかったが、仕事内容などをうかがったところ、地域のいろいろな仕事等を受けているという印象があり、仕事の内容等についても、例えばルアーの会社の仕事や商品の梱包、定期的に久里浜の飲食店の剪定などもしているといったところでは、地域との繋がりもある一方で、もう少し就労継続支援B型としては、何かコンセプトを持って仕事をしてもいいのではないかと思った。ただし、作業工賃としては福祉援護センターは非常に頑張っているところがあり、就労継続支援B型としては横須賀市内では3番目に工賃が高い状況がある。平均の月額の作業工賃が2万611円ということで、市内では上位の方に入る。これは人数によってだいぶ差が出ると思うが、人数が多ければ多いほど作業工賃が下がってしまうという傾向がある中で見ても高い工賃を確保しているという状況であった。立地条件については、二人の委員も言っていたとおり、かつては久里浜と福祉援護センターまでを京浜急行のバスを借り切って、毎日、朝と夕に運行していたが、それが今はない状況の中では、利用者にとってはアクセスが難しいのではないかと思った。職員と意見交換をした中では、就労継続支援B型の職員に話を聞いた中では、仕事に関しては、セルフセンターといった障害関係の受注の取りまとめているところがあり、そこから情報を得ていろいろとチャレンジをしているということと、農作業を行っていたけれども、その農作業ができる職員がいなくなってしまうと、その仕事が継続できないという課題があるということを聞いた。生活介護に関しては、運動班など4つのグループに分けているということで、主に運動やドライブ、散歩、歩行、作業といったテーマが含まれているけれども、他害のある利用者の対応に苦慮されているとのことで、恐らく人手も多くとられるのではないか

と感じた。生活介護は市内のセーフティネットということで、令和5年度に関しては53名登録予定ということと、家庭支援の部分で家族に対する支援が非常に困難な状況であるということ、地域での生活を支えるといったところで、その部分も支援が必要だと感じているという話があった。

- ・今、家庭支援が必要だという話があったが、卒業生に進路面談をしていると、本校の場合、横須賀のケースの15名中7名がセルフプランである。中には家庭が弱かったり、障害が重くて家庭だけでは背負いきれない方がたくさんいる中で、横須賀市の方では地区で相談支援事業の割り振りはされていると思うが、そこをお願いしてももう一杯で全然支援をつけてもらえないというのが現実で、ここ数年そうだと思う。福祉援護センターのあり方といったところでは、相談支援事業の役割も、ぜひ担っていただきたい。在学中はたくさんの方がいて、支援も付いているいろいろなフォローがされているが、卒業してしまうと事業所にそれを担ってもらいたいと言ってもなかなか大変なので、相談を探すのが去年もやはりつながらないということがあった。母親が外国籍の方で日本語もできないため、市役所をお願いしたところ、東京に日本語ができる姉が住んでいるので呼んできてという話になった。家族は家族でそれぞれの生活もあるし、仕事もしていて休暇を取らなければならなくなるし、結局は障害のある家族が背負わされてしまっているというところが現実としてあり、そこは違うのではないかと思った。あとはそこまで話が進まずに、「地区の一覧があるから、そこを学校から当たってください。」という話で、当たっても全然無理なので、障害福祉課のケースワーカーにもう一度返したりして、行ったり来たりして結局繋がらないまま宙ぶらりんになっているということが、去年も今年もあった。割合として15分の7あるので、結構な割合ではないかと思う。分教室も今日聞いた話では3分の3で全然つけてもらえないということで、分教室の方は知的には高いが、そこはそこでまた違った大変さがある。どこかの会議に出たときに相模原かどこかの市では、どういうシステムかは分からないが、相談支援は全部つくのが当たり前みたいな話も聞いたりした。学校を離れて親は背負いきれないでしょうし、事業所にもあれもこれもとなると事業者は事業所で、そこまではとなってしまうし、本当にこの相談支援が厳しいのではないかと思う。
- ・私の事業所では相談支援に関してはかなり細かく入っている。全部で今40人弱の利用者がいるがセルフプランは今1人だけである。その1人の方は家族的にも支援が必要な方なので、本当はセルフプランではない形にしたいが、家族にそこを納得していただかないとセルフプランから他に変えるということとはできない。その問題はいつも出てくるが、最終的にどこか本当に困ったときに、相談の事業所が相談を受けてくれるような仕組みができれば、セルフプランが悪いという訳ではないと思う。家族だけではどうにもならない問題というのがある。そこを家族以外の人たちがきちっと整理をできるというような体制をとることができるといい。それは基幹相談支援

センターのほうでもそういう話になっていて、担当の方とは、「セルフプランが増えてきてしまっているのは、今、これだけ相談事業所が増えない中では仕方のないことではあるが、本当に困ったときには、きちんと相談事業所に相談できるような仕組みを作るということが、今のところの解決策としてはそれしかないのではないか。」という話をした。今はどこまでしても結局たらい回しにされてしまって、全く解決できないというのが今の問題だと思う。基幹の実務者会議の中ではそのような話も出ているので、別の場で議論しているということだけお伝えしたい。

- ・福祉援護センターでもそういった相談支援事業は行っているのか。
- ・福祉援護センターもかなり頑張って受けてくれている。
- ・横須賀の場合では、計画相談が必要な人に対して相談員が不足しているという印象がある。
- ・先ほど生活介護について、養護学校の関係で他の委員から話があったが、就労継続支援B型について市全体として充足率を見たときには恐らく率としてはもう少し下がるのではないかとと思われる。そういった中で養護学校から就労継続支援B型に行くときの基準というか選択する理由といったものがもしあれば教えてもらいたい。
- ・基準というものは正直ない。実習に出てみて、その評価を受けて、どうしていこうかといった手法である。基本的には横須賀市から言われているのは、直接、就労継続支援A型は駄目だということ。就労継続支援B型に行くには、アセスメントをとれば使っても構わないと言われているが、障害福祉課からは学校に来校していただいて、保護者説明のときに卒業後に直接A型の利用はなしということで行われているので、基本的には就労、或いは移行支援、順番ではないが、就労継続支援A型を飛ばして就労継続支援B型、生活介護、地域活動支援センターというそのカテゴリーなので、正直、移行支援なのか就労継続B型なのかという線引きというのは、はっきりしたところはない。私が説明している範囲では、本人に働く意欲ある、働きたい、働きたいけどまだスキルが足りなくて、もう少しスキルが必要だから、という方については移行支援ではないかと思う。まだまだ本人が働く気持ちが芽生えてないのであれば、就労継続支援B型で、その気持ちをどんどん高めていって、その先に移行支援、就労といった形になっているので、数字とかそういう形で分けているわけではなく、少し説明は難しいが、本当に日々の生活と面談の実習とやりとりを踏まえて、進路を選択するという形になる。はっきりとした説明ができなくて申し訳ない。
- ・実際に進路を決める時に就労継続支援B型を選ばれた方は、普通に支障なく行かれているといった感じなのか。
- ・数字だけを見ると、均せば大体足りるようにどこでもだいたいそのように思うが、その均せない部分がある。希望の移動支援で行ける範囲であったり、本人の志望する内容とも関係する。言い方は悪いが、人気があるところにはたくさん希望する人たちがいる。そうすると足りない、という状況である。こうした利用率などの数字がいろいろ

ろ出てきても、90%などという数字よりも実情としてはもっと低い数字ではないかと思う。だからと言って100%足りているわけではない。本人達の気持ちと、何と言ったらいいかは分からないが、私としては感覚的には足りないと思っている。

- ・同じ就労支援継続B型でも、パン屋もあつたり、事務仕事であつたり、チラシを折ってポスティングするところもあつたりして、同じ仕事でも緩やかなところもあれば、働くための勉強だからといって、すごく「報連相（報告・連絡・相談）」が厳しかったりするところもある。その生徒の実態と、実習をしながら、同じ就労継続支援B型でもどこが合うのかということは、繰り返しながらお互いにマッチングしたらそこに行くという感じだと思う。就労継続支援B型と一概に言っても、かなり幅が広く、種類や中身が違う。
- ・中身の問題が問われているということだと思うが、就労継続支援B型にしても生活介護にしても、一つは場所の問題と、もう一つは利用者に合った中身が提供できるかどうかということだと思う。
- ・福祉援護センターの就労継続支援B型については、実習先として希望する生徒や卒業後の進路先として積極的に選ぶ生徒との状況はいかがか。
- ・今年の卒業生徒で1名、第1かがみ田苑の就労継続支援B型を進路先として希望された方は、自宅からのアクセスがいいというところと、清掃の仕事を先に見据えており、イメージとしては、就労継続支援B型で力をつけてから、その後の就労先として清掃を目指しているということで選ばれたという、その二つの理由であったと思う。
- ・当校では、就労継続支援B型を選択している生徒はいるが、福祉援護センターで実習をしたり、進路先になったという生徒はいない。あとは、同じ就労継続支援B型でも、パンを作るようなところを希望していたり、福祉援護センターは内容的にも事務的なものと言うか、受注作業みたいなものが多いため、それを望まなかったことや実態も合わなかったという感じである。
- ・学校として甘えている部分があるというのは、少し思う部分もある。福祉援護センターとは毎月会議があるが、職員の方に、来年度は合わせて何人ぐらいが福祉援護センターに来そうかという話をしたときに「来年は数名。1名か2名だと思います。」と答えたとき、「ありがとうございます。」と言われた。何故そのように言われるのかと思ったときに、きちんと学校でできることを増やして、福祉援護センター以外のところに進路が決まったという結果だということで、お礼を言われたのだと思う。最後の砦として福祉援護センターがあることはすごくありがたいが、私としては甘えずに、生徒を成長させて、いろいろなところでも馴染めるように育てていかなければならないと思った。小学校から中学校、高校になって卒業して行くわけだが、小さい頃から少しずつできるようになれば、どこでも受け入れられようにもなるし、成長させていくということが学校の役割だと思っている。その結果、最終的な場所として福祉援護センターに受けてもらいたいというのと同時に、いろいろな事業所にも受けても

raitaiという両方の思いがある。

- ・今、横須賀市障害とくらしの支援協議会の中の一つの地域生活支援拠点等部会に参加している。協議会の中で特に喫緊の課題として取り上げられている部会であるが、地域生活支援拠点等というものが、今の横須賀の障害福祉計画の中に設置するということが明記はされているが、具体的な地域生活支援拠点の事業として、走り出せてはいない中で、面的整備ということを議論している。例えば、緊急時の受け入れ体制ということで、急に親が亡くなったり、倒れたりして子供を家族以外の人誰も見てくれる人がいないといった時に、ショートステイで受け入れる、グループホームで生活の体験をしてみる、相談支援の充実、というのものもある。リスクの高い要援護者を事前に登録していただいて、何かあったときにはすぐに市内の社会資源を活用できるといった、それこそセーフティネットを構築する、それを地域生活支援拠点の事業として展開すると言っている。今それをどのように作ることができるだろうかということで、相談支援事業所やグループホーム、生活介護事業所、またヘルパー事業所などにも参加していただいて議論している。この部会では来年度の令和5年度の5月ぐらいまでには、横須賀市として具体的にどういう形で地域生活支援拠点がつくれるのかを議論し、次の障害者福祉計画に協議会として意見を提言したいと考えている。地域生活支援拠点等には、いわゆる拠点型と面的整備の二つのパターンがある。拠点型の場合では、拠点となる社会福祉法人があり、そこには入所型の施設があり、ショートステイやいろいろな機能を持っており、拠点としてセーフティネットがつくられている。しかし、横須賀ではそれが難しい状況があるので、いろいろな社会福祉法人や NPO 法人などの事業所の協力によって、面的な整備をしようということになっている。その地域生活支援拠点等部会の中で、福祉援護センターがその機能を持つことができないだろうかということも、話として上がっている。緊急時の日中の受け入れや、ショートステイのような機能といったようなものがないかという視点で、先日、福祉援護センターを見学したときに確認したかったことが、生活体験室があるかどうかであった。つまり、寝泊まりできる部屋があるのかというと、そうした部屋がなかったので難しいと思った。ただ、緊急時の受け入れのハード面での機能として活用することもできる可能性があるのではないかとということも少し考えられるところがあった。もちろんそれを運営する中の職員にすべてを担ってもらうという話ではなくて、一つのハード面の選択肢としてあると良いのではないかと考えた。
- ・今、委員が言われたことは、施設協議会の意見として前回までのあり方懇話会のときにも話したと思うが、公的な施設の面から考えても、一般の法人ができないグループホーム、ショートステイ、相談支援、入所施設といった事業に加え、2種だけではなく第1種の社会福祉事業を実施すべきだと思う。そういう意味ではやはり大きな意味合いを持たせるべきだと思う。地域生活支援拠点は、横須賀の中でもいくつか必要

になると思うし、その先駆けとして、福祉援護センターが第1号として久里浜地区、野比地区にそうした機能を設けるということは私も大賛成である。そこからスタートして、横須賀のいろいろな地区にそういう生活支援拠点ができるというような形ができればいいと思う。ただし、そうなる本当に公募をしても、先ほど言ったように一般の法人ができるかというとなかなか難しい。そういう点からは、もう思い切って指定管理を止めて公立にするといったことも考えていいのではないかとも思う。そういう観点から進めていったほうがいいと思う。

- ・私もそういう形になって欲しいと思うし、何かもっと知恵を出すことで今までできなかったことができるような形になればいいと思う。面的整備の一つの拠点として福祉援護センターがきちっと位置付けられて役割を果たしていくというのはとても大事なことだろうと思う。また、私が見学した際に驚いたのは、昔はお茶室のような生活実習室があったが、そこが作業室に変わっていて、これほどまでも作業室を広げなければならないのかと感じた。そういったことも今後の議論の中で検討できればいいと思う。
- ・私も生活体験室が以前はあったと思って行って見たら、そこが作業場になっていた。ただし、1階には浴室があったので、寝る場所があれば、ショートステイというような機能も果たすことができるのではないかと考えた。地域生活支援拠点としては、某施設程度の規模がないと難しいと思うし、ハードルが高いと思うが、拠点の面的な一部としての機能や市の公立の施設としてできることがあるのではないかと感じさせられるところがあるし、施設協議会でもそういった意見も上がっているということもあるので、このあり方懇話会で共有させていただきたいと思った。就労継続支援B型が定員20名、生活介護事業所が定員40名となっていること、あとはお金の関係ももしかすると出てくるとは思うが、事業としてどう展開していくのかといったときには課題ももちろん上がってくると思うが、サービスを必要とする人から求められている機能として検討していく必要があるのではないかと考えている。
- ・新しい事業を入れていくというところでは、先ほど他の委員からは職員の休憩時間が取れないとか、人が足りないという話をしていたことを根本的に考えたときに、そういった事実が今はあるのかもしれないが、ショートステイなどの新たな事業を行うことで、そこに職員を入れるという形ができると、違う勤務形態ができて休憩時間を生み出せる工夫ができたりすると思う。市立の養護学校などでも、生徒と接している中で、先生たちがどこで休憩時間を取ったりするのかという工夫をこれまでもしてきた。人が足りないというところも、誰がどのようにうまく生徒を見ていくのか、1人の職員がずっと見るというよりも、いろいろな人が交代しながら見るといったシステムの中で休憩も生み出せるし、人が足りないところがカバーできるというシステムも生み出せると思う。そういう意味では複数の事業が入ることによって、働きやすくなるし、障害がある人たちだけのためではなくて、働く人たちのためにも

複数の事業が入ることは悪いことではないのではないかと今の話を聞いていて思った。多様性を持ちながら、一人一人の利用者にいろいろな支援をと言われているので、ぜひ、今後のあり方について検討していただきたい。

- ・勤務の時間帯や移動支援もそうだが、いろいろな事業があることで朝と夕方の時間に集中することによって、日中の時間が空くといった、いろいろなことがあると思う。生活を支えるということは本当に途切れがないことである。利用者にとっては生活、支援者にとっては仕事というミスマッチを埋めるということも本当に難しいところではある。立地条件としては、通う難しさがある中で、どう生かせるのかというところが課題になってくるのかと思う。
- ・移動支援の部分のところでは、送迎の体制をどうするのかということは、正直、一つの事業所では解決できない。それを複数の事業所でうまくやれるような仕組みを作ることができないかと思う。今は結局、送迎加算は事業所につくわけで、だからその事業所が送迎をするかしないかによって差が出る。事業所では、自分のところの利用者しか対応することができないというところを何とか上手く、相互乗り入れができるような形にできないか、車も運転手も有効にといったことができないかと考えている。福祉援護センターの利用者もそういった送迎をうまく使える形ができて、他の事業所と連携できる形ができるといいのではないかと考えている。以前、福祉援護センターは京急のバスを使っていたが、京急のバスはその都度お金を払うのではなくて、1か月ごとの後払い精算であった。実際に私の事業所の利用者が利用していたことがあったが、お金を払わなくてもバスに乗れるという間違った解釈をした利用者がいた。利用者にはそれは違うという説明をしたが、送迎の仕組みを考えるのであるならそういったところも含めて考えていく必要があるのではないかと考えた。
- ・かつて「ルシア号」という高齢者向けのサービス事業所を周るような巡回バスがあったが、もう少し細やかなルートが必要になってくるかもしれない。路線バスというよりは、ミニバン程度の大きさの車でいろいろと回れるようなサービスが必要になってくるのかもしれない。少し議論がまとまらないところではあるが、あり方懇話会の意見としては、福祉援護センターが公立の施設としてセーフティネットとしての機能、役割を持っているところがあることを確認し、それに加え、市内の先駆的な役割として、例えば地域生活支援拠点の一部としての機能を担うということを期待しても良いのではないかとというところで、今日は二つの意見としてまとめたいと思う。

【議題（２）今後の進め方について】

- ・今年度は、ざっくばらんに夢を描くような話もできたかもしれないが、令和５年度になると次期の指定管理に向けた仕様書という、相当具体的な話にもなっていくと思う。この仕様書の内容によっては、手を挙げてもらえる法人等が出るかどうかといったところも含めて検討することになっていくと思うので、今後ともご協力をお願いしたい。

- ・更新時期としては、令和7年度の4月からスタートという形なのか。
- （事務局）令和7年度の4月から次の指定管理ということで、令和6年度中に選考を実施するという形になる。
- ・最終的に指定管理者が決まるのが、令和6年度の12月になるのか。
- （事務局）令和6年度の12月議会に次の指定管理者を議案として上程し、議決を得たうえで最終的に指定管理者が決定することになる。
- ・指定管理業務をスタートするまでの準備期間は3か月間ということか。
- （事務局）実質的には3か月程度となる。
- ・それこそ職員の募集だとか、事業計画だとか諸々と準備すべきことがあると思われるが、それをわずか3か月間で行うということか。
- （事務局）仕様書の作り方にもよるが、令和7年の4月1日からその事業をスタートしなければならないといった作り方をすれば当然そのような形にはなるが、3か月間だけでは準備期間が足りないという判断があれば、いつから事業を開始するといった明確な期限を設けて対応できるものと考えている。
- ・以前も申し上げたかと思うが、医療的ケアが必要な方の事業所が足りなくなっているという感覚があるが、資料としてニーズや充足率などを調べてもらうことは可能か。次回のあり方懇話会の議題として検討することも可能か。
- （事務局）可能である。議論の中で必要な資料があれば準備する。

【議題（3）その他について】

- （事務局）今年度のあり方懇話会は本日が最終日になる。次回の開催は6月頃の開催を予定しており、来年度はそれぞれ人事異動などもあると思われるが、引き続き委員をお引き受けいただきたい。
- ・障害とくらしの支援協議会では、地域生活支援拠点や移動支援についても検討しているところがあるため、そういう情報なども共有できればと思っている。

3 開会